

毒物及び劇物の購入・保管・管理について (物理学系)

毒劇物については、その保健衛生上の危険を防止するために、法律による規制の他、学内の規則等で取り扱いが定められています。以下はその要点をまとめたものです。詳しくは、「安全のための手引き(筑波大学、安全管理マニュアル編集専門委員会)」等を参照してください。

毒劇物とは

「毒物及び劇物取締法」で定められた物質のことです。この法律により、該当する薬品や製品の容器や包装には「**医薬用外毒物**」「**医薬用外劇物**」の表示(右図、色は赤と白)がされているはずですが、なお、いわゆる「薬品」の他、メッキ液、業務用洗剤、殺虫剤、燃料アルコールなどの製品にも該当する場合があります。

医薬用外
劇物

医薬用外
毒物

管理責任者

毒劇物を使用している部屋毎に、**毒劇物管理責任者**を決めてください。

管理責任者は毒劇物の管理を統括すると共に、使用者及び学生などに対して正しい扱い方の指導に努めなければなりません。

購入の手続き

毒劇物を購入する時は一般の物品とは異なる購入請求伝票(通称、赤伝票)を用います。

このため、物品が毒劇物である旨を会計事務担当者に必ず通知してください。

これと共に、当該薬品についての「毒物(劇物)受払簿」を事務からもらいます。

保管について

劇毒物は、以下のように保管しなければなりません。

- 一般の薬品と区分して、鍵のかかる**金属製保管庫**に保管すること。
- 転倒や容器どうしの接触破損がないように措置すること。
- 保管庫及び容器には「**医薬用外毒物**」または「**医薬用外劇物**」の表示をすること。
- 年1回保管する毒劇物のリストを学系長に報告すること。

使用について

使用する都度「**毒物(劇物)受払簿**」に年月日、使用量、残量、使用者等を記入しなければなりません。

毒物劇物を希釈したりした容器にも薬品名と「**医薬用外毒物**」または「**医薬用外劇物**」の表示をしなければなりません。

廃棄について

使用見込みのない毒劇物は適切な方法で早く廃棄処分をするようにしましょう。

事故の際の処置

毒劇物が盗難・紛失したときは直ちに学系長に届け出て指示を受けなければなりません。